

令和7年度第3回総会（月例）議事録

日 時	令和7年5月30日（金） 午前10時開会				
場 所	中央公民館地下 第1中会議室				
出席委員 (17名)	仮屋 幸孝（会長） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 押領司 美和子 黒沢 佐和美 國生 謙 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 桜 樹 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美				
欠席委員 (2名)	奥 賢一 永尾 寛				
事務局	事務局長 種村 主幹 竹之内 支局主任 山崎、陣ヶ尾、小山田、山下、川島、溝川、小村、田代、栗須 専門員 東中川、高山、吉満、折田、福元 主査 迫、上崎 主任 指宿、矢崎、真方 技師 井手				
農政総務課					
議題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 相続税の納税猶予に関する件 7 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 8 農用地利用集積等促進計画に関する件 9 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について				
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について				

	<p>開 会 (午前 10 時)</p>
議 長	<p>定刻になりましたので、ただいまから、令和 7 年度第 3 回総会を開催いたします。</p> <p>まず、議案の修正がありますので、事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>報告事項 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について別冊資料 5 の 1 ページが欠落しておりましたので、1 ページにつきましては、配布してある資料を見ていたただくようにお願いいたします。</p>
伊 敷 支 局	<p>資料の加筆をお願いいたします。</p> <p>報告事項 1 「法務局から照会のあった農地等の現況について」議案書 2 2 ページの処理状況の日付が空欄になっておりますが、23 日を記入して、令和 7 年 5 月 23 日にしていただきますようにお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>本日お配りしている資料ですが、終了後回収させていただきますのでご協力お願いいたします。事前に資料を送付させていただいておりますが、個人情報が含まれるものとなりますので、コピーされることも控えるようにお願いいたします。こちら全て個人情報保護のために取り組んでおりますので、ご協力お願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19 人中 17 人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、奥委員、永尾委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、國生委員、福永委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題 7. 「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」及び議題 8. 「農用地利用集積等促進計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～3ページ 12件	
議長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。まず、本局、12番委員お願いします。
12番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請理由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、本人および農業に従事する世帯員に農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、10年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉野、11番委員お願いします。
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉田、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、17番委員お願いします。

1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 10 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号 11 号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、16 番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 12 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」12 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題 2. 農地転用事業計画変更に関する件 4 ページ 1 件	
議 長	<p>次に、議題 2. 「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題 3. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」吉田の番号 2 号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただきたいと思います。</p> <p>それでは、吉田、10 番委員お願いします。</p>
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、変更前：住家 1 棟 54.65 m²、庭敷地等 133.35 m²、変更後：宿泊施設 1 棟 79.50 m²、庭敷地等 108.50 m²、申請事由：当初計画の一般住宅を宿泊施設とするもの、権利の種別：所有権移転、許可日：令和 6 年 9 月 3 日、許可番号：農委第 0655-7 号。</p> <p>この件は、5 ページの第 4 条、番号 2 と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号 4 号、用途・施設：宿泊施設 1 棟 79.50 m²、庭敷地等 108.50 m²。周囲の状況及び被害防除計画：東・北…里道、西…水路、南…雑種地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号2号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
----	--

議題3. 農地法第4条許可申請に関する件

5ページ 3件

議長	<p>次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」松元の番号20号の案件が、この第4条許可申請に関する件と併せて、審議していただきたいと思います。</p> <p>また、先ほど吉田の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の2件について審議していただきたいと思います。</p> <p>まず、吉野、11番委員お願いします。</p>
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟120.07m²、庭敷地等261.93m²、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…本人畑、西…他人畑、北…本人畑、市道境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、茶工場1棟785.25m²、転回場等1,089.75m²、東…水路、西…市道、南…宅地、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号3は12ページの第5条番号20と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号20号、茶工場1棟785.25m²、転回場等1,089.75m²、東…水路、西…市道、南…宅地、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」2件及び議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号20号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 6ページ～12ページ 20件	
議長	<p>次に、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど松元の1件につきましては、議題4.「農地法第4条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の19件について審議していただきたいと思います。</p> <p>まず、谷山、13番委員お願いします。</p>

13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：駐車場48.00m²、転回場等139.00m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畠、西・南…宅地、北…農道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟50.30m²、庭敷地等184.70m²、東・西…宅地、南…里道、北…他人畠、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、駐車場24.00m²、転回場等37.00m²、東・西・北…里道、南…農道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>番号4号、店舗付住宅1棟72.87m²、庭敷地等138.13m²、東…市道、西・南…別件5条申請地、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、宅地分譲1区画331.00m²、東…市道、別件5条申請地、西…水路、南…宅地、北…宅地、別件5条申請地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟149.05m²、庭敷地等178.95m²、東・北…他人田、西・南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、庭敷地123.00m²、東・西…宅地、南…他人田、北…私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、住家1棟72.04m²、庭敷地等322.96m²、東…宅地、渡人畠、西…国道、山林、南…渡人畠、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、建売住宅2棟193.14m²、庭敷地等291.86m²、東…市道、西…県道、南…宅地、別件5条申請地、北…原野、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…県道側溝、市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、資材置場200.00m²、駐車場30.00m²、転回場等183.00m²、東…市道、西…宅地、南…他人畠、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、住家1棟81.15m²、庭敷地等380.85m²、東…他人畠、西・南…宅地、北…里道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、住家1棟97.71m²、庭敷地等396.54m²、東・南…他人畠、西…農道、渡人畠、北…宅地、渡人畠、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、伊敷、19番委員お願いします。

19番委員	ご報告します。 番号13号、資材置場119.00m ² 、通路等73.00m ² 、東…水路、西…北…原野、南…宅地、県道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、吉田、10番委員お願いします。
10番委員	ご報告します。 番号14号、駐車場465.00m ² 、通路43.00m ² 、東・西…水路、南…貸人田、北…雑種地、宅地、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。 この件について補足説明します。 申請地は公道に接していませんが、北側の貸人所有の雑種地を経て市道に接し、出入りすることとなります。 以上です。
議長	次に、喜入、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。 番号15号、住家1棟96.27m ² 、テラス1棟31.05m ² 、庭敷地等178.68m ² 、東・南…宅地、西…他人田、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について補足説明をいたします。 申請地は、喜入支所から南西に約1.3kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。 第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当するため、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。 以上です。
議長	次に、松元、16番委員お願いします。

16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、住家1棟97.82m²、庭敷地等172.18m²、東…農道、西・南・北…貸人畠、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号17号、住家1棟113.64m²、車庫1棟23.18m²、庭敷地279.21m²、東…雑種地、市道、西…宅地、南…貸人畠、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号18号、運動場2,072.00m²、東…別件5条申請地、山林、西・北…山林、南…山林、里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、農業用倉庫1棟540.00m²、駐車場300.00m²、転回場等1,025.00m²、東…山林、雑種地、西…別件5条申請地、山林、南…里道、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号18、19につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、松元支所から南西へ約3.3kmに位置する農用地区域内農地です。申請人は市内で畜産業を営む法人です。</p> <p>自社飼育場の隣接地である申請地を取得して農業用倉庫、駐車場、飼育牛の運動場等に転用するものです。</p> <p>農用地区域内農地は原則、許可することはできませんが、令和7年2月に農業振興地整備計画の変更（用途区分変更）がなされており、不許可の例外である、農地法第5条第2項但し書きに規定する「農用地利用計画指定用途に供する場合」に該当するため、転用許可はやむを得ないと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号18、19号は農用地区域内農地、番号15号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4、「農地法第5条許可申請に関する件」19件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地である番号18、19号、第1種農地である番号15号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題4. 非農地認定に関する件

13ページ～16ページ 9件

議長	次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、12番委員お願いします。
12番委員	ご報告します。 番号1号、調査結果：店舗1棟、25年経過、現況宅地。 番号2号、調査結果：雜木・孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議長	次に、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号3号、調査結果：雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号4号、調査結果：杉、孟宗竹・雜木自然繁茂、約60年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：通路として約60年経過、現況道路。 番号6号、調査結果：ゴキ竹・雜木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：住家2棟、44年経過、現況宅地。 以上です。
議長	次に、伊敷、19番委員お願いします。
19番委員	ご報告します。 番号8号、調査結果：杉、孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議長	次に、吉野、11番委員お願いします。
11番委員	ご報告します。 番号9号、調査結果：孟宗竹・雜木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」9件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。

議題5. 相続税の納税猶予に関する件

17ページ 1件

議長	<p>次に、議題5.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、11番委員お願いします。</p>
11番委員	<p>17ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>相続税の納税猶予とは、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農の継続を行っている場合に、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予する制度であります。</p> <p>この制度を受けようとする相続人は、相続税の申告期限から3年目ごとに、引き続きこの特例の適用を受ける旨の届出書を税務署に提出する必要がありますが、その際に農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている証明書」を添付することになっております。</p> <p>今回、この証明書の発行の申請があったため、令和7年5月14日に、15番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。</p> <p>相続開始年月日は、平成18年8月8日、今回が7回目の発行でございます。</p> <p>まず、特例適用農地1につきまして、調査地の地目は畑であります、ニンジン、ダイコン、ピーマン、キュウリ、トウモロコシ作付中でございました。</p> <p>続いて、特例適用農地2につきまして、調査地は同じく畑、ジャガイモ、キャベツ、トマト、シットウ、カボチャ作付中でございました。また、クルクマを植付中でございました。</p> <p>したがいまして、番号1の特例適用農地1、2において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、「引き続き農業経営及び特定貸付けを行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>

議題 7. 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件

別冊資料2 11件

議長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>8ページから14ページにつきましては、17番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、17番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>17番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(17番委員離席後)</p> <p>それでは、8ページから14ページにつきまして、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農政総務課	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>別冊資料2の8ページから10ページをご覧ください。</p> <p>貸借については、3名の方が所有する農地を、農地バンクを介して1名の方に貸し出すものとなっております。</p> <p>3筆とも現況は畑で、面積は3筆で2,027.00m²、令和7年7月1日から令和17年6月30日貸付予定の農地になり、契約期間は10年、権利の種類は使用貸借権となっております。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>この3筆を借りられる方は、認定農業者で、今回利用権を設定することで、遊休農地の発生防止につながり、地域農業の発展に寄与するものと考えているところです。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」8ページから14ページにつきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、17番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(17番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの案件につきまして、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農政総務課	<p>議題7.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」について、先程の分も含めまして説明します。 別冊資料2の1ページをご覧ください。</p> <p>農政総務課の方で策定した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地バンクに農用地利用集積等促進計画(案)を提出する前に、農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>2ページをご覧ください。 令和7年7月1日から貸付予定の農地になります。 使用貸借権9件、27筆、24, 649. 00m²、賃貸借権1件、1筆、1, 861. 00m²となっております、合計10件、28筆、26, 510. 00m²です。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3ページから47ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に48ページをご覧ください。</p> <p>この一覧表に載っている農地は、農地バンクと契約をしていた耕作者が農地バンクと合意解約の手続きを行い、令和7年7月1日から新たな耕作者に貸付予定の農地になります。</p> <p>使用貸借権1件、2筆、1, 791. 00m²です。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、49ページから50ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」9件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>
議題8. 農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料3 14件	
議長	<p>次に、議題8.「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>8ページから10ページにつきましては、議長自らが申請人となっている案件でございます。</p> <p>この案件につきましては、私が議事に参与することができませんので、議事進行を会長代理にお願いすることころですが、本日の欠席されておりますので、今回運営委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、私はここで退席し、議事進行を運営委員にお願いすることといたします。</p> <p>(議長離席後)</p>
運営委員	<p>それでは、議事を進行いたします。</p> <p>8ページから10ページは、「議事参与の制限」になります。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>別冊資料3の1ページをご覧ください。</p> <p>番号3の借りる方が議事参与の対象になっております。</p> <p>現況は畑で、面積は802.00m²、貸借期間は令和7年8月1日から令和12年7月31日、契約期間は5年、権利の種類は使用貸借権となっております。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、8ページから10ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

運営委員	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積等促進計画に関する件」8ページから10ページにつきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、議長には入室していただき、再び議事進行をお願いいたします。</p> <p>(議長、運営委員はそれぞれの席に着席後)</p>
議長	<p>それでは、審議に戻ります。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題8.「農用地利用集積等促進計画に関する件」について先程の分も含めまして説明します。 別冊資料3の1ページをご覧ください。 令和7年8月1日から貸付予定の農地になります。 使用貸借権35筆、31,153.00m²、賃貸借権1筆、1,060.00m²となっております、合計14件、36筆、32,213.00m²です。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、2ページから71ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積等促進計画に関する件」13件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>
<p>議題9. 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について</p>	
<p>別冊資料4</p> <p>議長</p>	
<p>次に、議題9.「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を審議します。別冊資料4です。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p>	

事務局	<p>令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、ご説明申し上げます。</p>
	<p>この制度は、各農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、公表しなければならないとなっております。今回審議していただきまして、ご承認いただきましたら、この結果を公表するという形になります。</p>
	<p>別冊資料4 1ページをご覧ください。</p> <p>I 農業委員会の状況につきましては、6年4月1日現在の数字となります。お目通しください。</p>
	<p>2ページをご覧ください。</p> <p>II 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地集積 ③ 実績 今年度（6年度）の新規集積面積 3.2ha 今年度末の集積面積累積 398.26ha 今年度末の集積率 13.50%、目標に対する達成状況 95.55%となっております。</p>
	<p>農業委員会の点検結果 農家戸数が減少するなか、認定農業者等の担い手農家も少なく、また、土地条件が悪いところが多いことから、集積が進まない。</p>
	<p>(2) 遊休農地の発生防止・解消 3ページをご覧ください。 ③ 実績 ア 既存遊休農地の解消 a 緑区分の遊休農地の解消 今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積 143.27ha 今年度の目標に対する達成状況 239.10%となっております。</p>
	<p>イ 新規発生遊休農地の解消 前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積 0.4ha となっております。 ④ その他</p>
	<p>農業委員会の点検結果 現地調査等により利用状況調査を行い、状況によって非農地判断等必要な措置を行った。</p>
	<p>(3) 新規参入の促進 4ページをご覧ください。 ③ 実績 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積 0.0ha となっております。</p>
	<p>なお、新規参入者の参入経営対数は31経営体、取得農地面積は2.85haです。</p>
	<p>農業委員会の点検結果 新規参入者等への貸付等について同意を得ることができなかった。また新規参入者も過年度より減少している。</p>
	<p>2 最適化活動の活動目標 (2) 活動強化月間の設定 ② 実績 活動強化月間の設定回数3回となりました。 令和6年8月 遊休農地の解消を目的として農地パトロールを実施</p>

	<p>令和6年9月 遊休農地の解消を目的として農地パトロールを実施 令和6年12月 地域計画策定における協議の場への参加、を行っております。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>(3) 新規参入相談会への参加</p> <p>② 実績</p> <p>令和6年11月に開催されました、鹿児島市農林水産まつりにおきまして、就農相談、農地相談への対応を図りました。</p> <p>これを踏まえて農業委員会の達成状況の評語ですが、国が示している基準に照らし合せた結果、目標に対して期待を上回る結果を得られた。となります。</p> <p>推進委員等の点検・評価結果 こちらは評語と人数だけの公表になります。</p> <table border="0"> <tr> <td>目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた</td> <td>11名</td> </tr> <tr> <td>目標に対し期待を上回る結果が得られた</td> <td>17名</td> </tr> <tr> <td>目標に対し期待どおりの結果が得られた</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>目標に対し期待をやや下回る結果となった</td> <td>2名</td> </tr> </table> <p>以上が農業委員会の活動に対する公表案となります。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>III 事務事業の実施状況を記載しておりますので、お目通しをお願いします。</p> <p>以上で説明を終ります。</p>	目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	11名	目標に対し期待を上回る結果が得られた	17名	目標に対し期待どおりの結果が得られた	6名	目標に対し期待をやや下回る結果となった	2名
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	11名								
目標に対し期待を上回る結果が得られた	17名								
目標に対し期待どおりの結果が得られた	6名								
目標に対し期待をやや下回る結果となった	2名								
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、議題9. 「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>								

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 18ページ～26ページ 9件	
議 長	報告事項1 「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	<p>報告します。18ページです。</p> <p>照会日：令和7年4月23日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年5月21日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、19ページです。</p> <p>照会日：令和7年4月23日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年5月21日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、伊敷、19番委員お願いします。
19番委員	<p>報告します。20ページです。</p> <p>照会日：令和7年4月15日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年5月2日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、21ページです。</p> <p>照会日：令和7年4月15日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年5月2日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、22ページです。</p> <p>照会日：令和7年5月12日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年5月23日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、吉田、10番委員お願いします。
10番委員	<p>報告します。23ページです。</p> <p>照会日：令和7年5月12日、現況：非農地、調査結果：該該地は都市計画区域外にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年5月20日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、郡山、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>報告します。24ページです。</p> <p>照会日：令和7年4月14日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年4月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、25ページです。</p> <p>照会日：令和7年4月30日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年5月12日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、26ページです。</p> <p>照会日：令和7年5月15日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年5月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
	<p>2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 27ページ～29ページ 19件</p>
	<p>3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 30ページ～35ページ 12件</p>
	<p>4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 36ページ～39ページ 8件</p>
	<p>5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 40ページ～50ページ 19件</p>
議 長	<p>次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>27ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は19件です。</p> <p>登記地目別では、田11筆、6, 769. 75 m²、畠100筆、90, 777. 00 m²となっております。取得した事由別数は、相続が15件、その他が4件、権利の種別は、所有権が19件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が18件となっております。</p> <p>28ページから29ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

事務局	<p>次に、30ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、上から順に共同住宅が1件、店舗等が1件、合計2件となっております。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が6件、共同住宅が1件、駐車場が2件、その他が1件、合計10件となっております。</p> <p>31ページは、4条関係2件、32ページから35ページは、5条関係10件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、36ページから39ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>吉田地区で4件、喜入地区で1件、松元地区で3件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、40ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。</p> <p>これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権3件、3筆、5,760.00m²、使用貸借権16件、21筆、16,638.00m²、合計19件、24筆、22,398.00m²です。</p> <p>41ページから50ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</p> <p>別冊資料5 81件</p>	
議長	<p>次に、報告事項6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料5です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料5ご覧下さい。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計81筆の非農地判断を実施して頂いております。</p> <p>実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時50分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第3回総会（月例）開催日時は、 6月27日（金）午前10時開会 教育総合センター3階 青年会館 ・令和7年度第1回合同委員会開催日時は、 6月6日（金）午後2時開会 宝山ホール ・農業委員、農地利用最適化推進委員『懇親会』開催日時は、 6月6日（金）午後5時30分開催 アクアガーデンホテル福丸 <p>本日机上に6日の資料をお配りしておりますので、6月6日当日にご持参していただきますようにお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時55分）</p>